

高知大学医学部附属病院画像下治療（I V R）センター規則

平成 28 年 3 月 8 日

規 則 第 122 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、画像下治療（I V R）センターの運営等に関し必要な事項を定める。

（業務）

第 2 条 画像下治療（I V R）センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 画像下治療に関すること。
- (2) その他画像下治療に係る教育及び研究に関すること。

（運営委員会）

第 3 条 画像下治療（I V R）センターの運営に関し必要な事項を審議するため、画像下治療（I V R）センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

（雑則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、画像下治療（I V R）センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。